

ケニア共和国 (Republic of Kenya)

通信

I 監督機関等

1 情報通信技術省 (Ministry of Information, Communications and Technology)

Tel. : +254 20 4920000

URL : <http://www.information.go.ke/>

所在地 : Teleposta Towers, Kenyatta Avenue, Koinange Street, P.O. Box 30025-00100, Nairobi, KENYA

幹部 : Fred Matiang' i (大臣 / Minister)

所掌事務

ICT 政策策定及び電子政府サービス管理を所掌する。

2 ケニア通信庁 (Communications Authority of Kenya : CA)

Tel. : +254 20 4242000

URL : <http://www.ca.go.ke/>

所在地 : Waiyaki Way, P.O. Box 14448, 00800 Westlands, Nairobi, KENYA

幹部 : Ngene B. Gituku (議長 / Chairman)

所掌事務

「1998 年ケニア情報通信法」により「ケニア通信委員会 (Communications Commission of Kenya)」として設立された通信・放送事業者規制機関である。2014 年 6 月、名称を「ケニア通信庁」に変更した。電気通信に関する所掌事務は以下のとおり。

- ・ 事業免許の付与
- ・ 卸売・小売料金管理
- ・ 番号、周波数等希少資源の割当て・管理
- ・ ユニバーサル・サービス基金の管理
- ・ 消費者保護
- ・ 技術基準の設定及び機器の型式認定

3 情報通信技術庁 (Information and Communication Technology Authority: ICTA)

Tel. : +254 20 2211960/62

URL : <http://www.icta.go.ke/>

所在地 : Telposta Towers, 12th Floor, Kenyatta Avenue, Nairobi

P.O. Box 27150-00100 Nairobi, KENYA

幹部：Edwin Ochieng Yinda（議長／Chairman）

所掌事務

2013年8月に三つの政府系情報通信関連の委員会を統合して設立された。政府内のICT関連のかじ取りを行うほか、ICT関連の標準化やICTリテラシー・能力の向上、イノベーションの方向を定めるといった役割を担う。

II 法令

2013年ケニア（改正）情報通信法（Kenya Information And Communications（Amendment）Act, 2013）

CCK（現CA）の設立条件、電気通信分野の規制枠組、免許申請手続等を規定している。無線通信分野ではCCKによる無線局免許の付与条件を規定している。1998年に制定され、2009年の改正では、ユニバーサル・サービス基金制度、競争市場での事業者の行為規定等が追加された。また、2013年には、規制機関の組織改編や、消費者保護及び競争関連、放送関連の改正を行っている。

III 政策動向

1 免許制度

2008年にCCKは従来の技術別の個別免許制度を廃止、通信サービスに関する免許区分を通信網施設（通信網施設を有する固定電話、移動電話、VSAT等に関連する事業者）、アプリケーション・サービス（ISP等、エンドユーザにサービスを提供する事業者）、コンテンツ・サービスの3種に統合した。期間はそれぞれ15年で、付与件数に制限はない。周波数利用については、別途周波数免許の取得が必要である。

2014年6月現在、それぞれの免許の取得事業者数は以下のとおりである。

- ・ 通信網施設：38
- ・ アプリケーション・サービス：131
- ・ コンテンツ・サービス：221

上記の免許の申請要件として、申請者はケニアに本拠を持ち、外資の株式所有割合の上限は80%とされている。

2 競争促進政策

（1）民営化

2007年12月、固定通信分野で独占を維持してきた国営事業者テルコム・ケニア（Telkom Kenya）の株式の51%をフランス・テレコム（France Telecom、現オレンジ（Orange））とドバイのAlcazar Capitalのコンソーシアムが買収した。

(2) 相互接続

国内の固定及び移動体通信網運用事業者には、コストベースの料金で相互接続サービスを提供することが義務付けられている。卸売各市場で50%以上のシェアを有する事業者を支配的事業者とし、相互接続における会計分離等の義務を課している。また、支配的地位を利用した他の事業者や特定の商品への差別的取扱、カルテル行為等は処罰の対象とされる。

また、2010年8月の「2010年相互接続決定第2号」により、CCKは移動電話の相互接続料金基準額を2011年7月から、2014年7月までに2.21KESから0.99KESまで引き下げた。

(3) 番号ポータビリティ

2011年3月に、移動電話での番号ポータビリティが開始された。番号データベースはケニアネットワーク情報センター(Kenya Network Information Center : KENIC)が作成しており、移行のプロセスはPorting Access Kenyaが管理している。

消費者は利用開始時に199.80KESを支払い、移行手続は48時間以内に行われることになっている。2014/2015会計年度の利用件数は、前年比133.1%増の3,236件であった。

3 情報通信基盤整備政策

(1) 国家ブロードバンド戦略

2013年7月、ケニア政府は、「国家ブロードバンド戦略(National Broadband Strategy : NBS)」を立ち上げた。この戦略では、2017年までに接続速度5Mbps以上の接続の普及目標を全世帯の35%、学校・保健施設で100%としている。情報通信技術省が推進する主なプロジェクトに、全長3万kmの光ファイバ・バックボーンの敷設と二つの国家データセンターの建設がある。そのほかにも教育省等が主導し、デジタル・リテラシー向上やメディア教育にかかわる四つの人材育成プロジェクト、電子政府サービス開発や国立大学でのICT技術開発にかかわる三つのアプリケーション・イノベーション関連プロジェクトが計画されている。この計画の発表を期に、ケニア政府は政府予算に占めるICT支出の割合を従来の0.5%から5%に引き上げるとし、2017年までのNBS関連費用を約2,500億KESと見積もった。

(2) ユニバーサル・アクセス

2009年の通信法改正により、CCKが管理するユニバーサル・サービス基金の設立が規定され、2010年5月に「ユニバーサル・サービス・アクセス及び規則」が発表された。

この基金は、コマーシャルベースの郵便及びクーリエ事業者をも含む通信事業免許所有者からの拠出金(前年の売上高の1%以内)を中心に運営される。

2013年11月から、ケニア政府は、電子通信事業者と放送局から前年度の売上高の0.5%を基準としてユニバーサル・サービス基金を徴収、2014年8月には約100万USDを得て基金の運用を開始した。基金の対応する全国レベルのパイロットプロジェクトには、指定16校の地域ICTセンター化、コミュニティ・テレセンターの設置、障がいを持つ人々へのICTソリューションの提供、医療施設へのコンピュータ設置等がある。

4 ICT政策

情報通信省は2030年までにケニアのGDPを世界平均に引き上げるという「Kenya Vision 2030」に基づき、政府サービスの電子化とICT産業振興を主導している。同省が管理する電子政府ポータルでは、各種行政情報の入手のほか、身分証明書類の有効期間の確認、税金の払戻の申請等のオンライン・サービスが導入されている。また、メディアパーク「Konza Techno City」建設を進め、ICT関連を中心に2018年までに1万7,000の直接雇用を実現するとしている。

ICTAは2014年4月、2017年までのICT政策ガイドライン「National ICT Master Plan」を発表し、通信基盤開発、情報社会の実現、人材育成の三つの分野で、以下のプロジェクトを展開するとしている。①法令整備、②個人データハブ、③データハブ設定基準整備、④アセット・データハブ、⑤国家衛星データ運用基盤構築、⑥ルーラル地域でのブロードバンド基盤構築、⑦スクール・ネットワーク、⑧医療ネットワーク、⑨五つのICT教育&訓練センターの設立、⑩年間500名の高度ICT人材育成プログラムに1~2年の集中投資、⑪大規模公開オンライン講座(MOOCs)の各種教育機関での開設、⑫ICTイノベーション開発、⑬電気施設へのシングル・ウィンドウ・システムの導入、⑭国レベルの決済ゲートウェイ、⑮国レベルの農業生産管理ツールの導入。2014年6月、ICTAは人材育成、ICT基盤拡張及びICTサービス展開のアドバイザー・サービスに関し、中国機器メーカーの華為と3年間の提携を結んだと発表した。2015年2月には、オランダ政府から3年間で総額120万USDの資金援助を受けて、33のICTベンチャーが国外へのサービス展開を開始した。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

無線通信に使用される機器は、すべてCAによる型式認証を受けなければならない。型式認定は機器の販売事業者として登録された事業者のみが申請することができる。

V 事業の現状

1 固定電話

移動電話加入の伸長が著しい一方で、固定回線は減少傾向にあり、2015年6月の加入者数は前年比56.3%減の8万7,774と大幅に減少した。市場をほぼ独占しているテルコム・ケニアが、固定電話接続で加入者の半数以上を得ていたCDMA方式のFWAサービスを廃止、GSM接続に切り替えたためとされている。

2 移動体通信

2015年6月現在の加入者数は約3,611万、普及率は約84%である。加入者の97%がプリペイド・サービスを利用しているとされる。サファリコム(Safaricom)、Airtel、テルコム・ケニア(ブランド名オレンジ(Orange))が市場に参入しており、2013年に人口カバレッジがほぼ100%に達したと推定されている。2014年前半まで第4のネットワーク事業者であったEssar Telecomは、同年内にネットワーク基盤と加入契約をサファリコム及びAirtelに売却した。また、2014年にはEquity Bankの有するFinserve Africa(ブランド名Equitel)を始め3社の金融系MVNOがAirtelのネットワークを通じてサービスを開始、2015年6月には3%程度の加入者シェアを得ている。

3Gサービスについては、サファリコムが2008年5月、オレンジが2011年8月、Airtelが2012年2月にサービスを開始、2015年6月には加入者数が約623万に達している。また、サファリコムは2014年12月にLTE-Advancedサービスをナイロビ及びモンバサで開始、2015年6月までに19万の利用者を得た。

スマートフォンについては、サムスン、アップル、RIM等のほか、華為、Alcatel、ノキア等の低価格製品の利用者が急増している。

3 インターネット

固定ブロードバンド・サービスは、Liquid Telecom、Access Kenya、テルコム・ケニア、インド系のWananchi Groupの4事業者で市場シェアの8割以上を占め、これらの事業者はいずれもADSL、FTTx/LAN、WiMAXサービス等を提供している。

2014年3月現在のケニア国内のインターネット・サービス加入者は約1,992万4,000で、うち99%をモバイル・インターネット加入が占めている。

4 新成長サービス

(1) 固定／移動融合

オレンジがWi-Fi機能がついたセットトップボックス「FlyBox」のほか、PC向け3G網接続モデム「Internet Everywhere 3G」を販売している。

(2) 通信／放送融合

2008年4月、サファリコムは公共放送事業者ケニア放送協会(Kenya Broadcasting Corporation: KBC)及び南アフリカの衛星放送事業者マルチチョ

イス (Multichoice) と提携し、首都で外国のチャンネルを主体とした DVB-H 方式のモバイルテレビ・サービスを開始した。また、サファリコムとマルチチョイスの提携により、衛星テレビ番組 16 チャンネルのストリーミング視聴サービスが提供されている。

また、衛星・ケーブル事業者 Wananchi (ブランド名 Zuku) が、4 種類のトリプルプレイ・サービス・パッケージを提供している。

(3) モバイル・マネー・サービス

2008 年にサファリコムが開始した少額決済サービス「M-Pesa」は SMS ベースで簡便かつ安全に送金ができるところから利用者が急増、2013 年末までに、同社加入者の 90% が利用者となった。オレンジの「Orange Money」、Airtel の「Airtel Money」ほか、MVNO もそれぞれ同様のサービスを実施している。

2015 年 6 月現在、モバイル・マネー・サービスの利用者は携帯加入者全体の約 76.8% とされる。

VI 運営体

テルコム・ケニア (Telkom Kenya)

Tel. : +254 20 3232000

URL : <http://www.orange-tkl.co.ke/>

幹部 : Vincent Lobly (社長 / CEO)

概要

1999 年に国営事業者として設立された。市場の自由化後も固定通信で支配的な地位を保ち、2008 年には移動体通信市場に参入した。2007 年 12 月に民営化され、2008 年 9 月に親会社オレンジの方針に応じて、ブランド名をオレンジに変更した。2014 年末現在、オレンジ・グループが株式の約 70% を所有している。

放送

I 監督機関等

1 情報通信技術省

(通信 / I - 1 の項参照)

所掌事務

放送政策の策定を所掌する。

2 ケニア通信庁 (CA)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

放送分野では、ラジオ・テレビ局への免許付与、コンテンツ規制、放送周波数管理等を所掌する。

II 法令

1 2013年ケニア（改正）情報通信法（Kenya Information And Communications（Amendment） Act, 2013）

2009年及び2013年の改正により、番組制作及び放送信号送信サービスに関する免許付与条件及び免許料規定が追加された。

2 2009年ケニア通信（放送）規則（Kenya Communications（Broadcasting） Regulations, 2009）

CCK（現 CA）による事業者規制の原則を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

放送事業の開始に当たっては、サービス地域ごとに CA が付与する放送周波数利用免許の取得が必要とされる。政党や債務を負ったものは免許が取得できない。また新規に民間放送免許を取得した者には、12か月以内のサービス開始が義務付けられている。外資の上限は20%である。

2013年改定の情報通信法では、放送サービスを公共放送サービス、コミュニティ放送サービス、商業放送サービス、放送送信サービスの4種に大別、利用技術や有料／無料の区別により、更に分け、それぞれの免許の取得事業者に、免許取得料及び年間免許使用料を課している。商業放送事業者の年間免許使用料は、前年の収入の0.5%あるいは1万 KES のどちらか高い方と定められている。周波数利用については、地方ごとに放送局に対して免許が付与される。2015年9月現在、周波数免許を得た放送局数は、ラジオ 575、テレビ 293 である。

2 コンテンツ規制

番組制作また広告放送において、暴力や差別、あるいは露骨な性表現及び事実誤りのある報道は禁じられる。また、ニュース番組に対するスポンサーシップは認められない。広告放送については、放送時間はプライムタイムを避け、1日に3時間半を超えないものとする。また子ども番組を広告により中断してはならない。

ただし、放送局が政治的に利用されていることも多く、番組規制と放送内容の実態がかけ離れているという批判がある。

3 地上デジタル放送

2007年10月、地上デジタルテレビの方式を DVB-T、地上デジタルラジオの方

式を T-DAB とし、2010 年 1 月に首都を含む 5 都市で地上テレビ放送のデジタル移行を開始、2012 年にはテレビの方式を DVB-T2 に変更した。

政府は各地域のアナログ停波開始を、首都ナイロビ：2014 年 12 月 31 日、モンバサ等の 14 都市：2015 年 2 月 2 日、その他の地域：2015 年 3 月 30 日としていた。ナイロビのアナログ停波については、2015 年 2 月まで延期されたものの、全国的な停波は計画どおり 3 月 30 日に完了した。しかしながら同 6 月現在、国内でテレビ受像機を所有している約 350 万世帯のうち、130 万世帯は対応セットトップボックスあるいはデコーダの購入が間に合わず、地上テレビ視聴ができない状態にあると報道されている。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送であるケニア放送協会（Kenya Broadcasting Corporation：KBC）が英語とスワヒリ語で FM による 24 時間の全国放送のほか、全国を 3 地域に分けてのローカル言語放送、10 系統の商業放送を実施している。そのほかローカル放送を含めて 500 を超す FM 放送局が周波数利用免許を取得している。

2 テレビ

2015 年現在、テレビ受像機の世帯普及率は約 32%である。KBC が全国放送「Channel 1」で 1 日 24 時間の英語及びスワヒリ語による総合放送を実施している。商業放送では大手 7 社が 2015 年 9 月までに地上デジタル放送の事業免許を付与されている。地上デジタル放送の有料放送は 2 社が実施している。マルチチョイスが「GOtv」の名称で 5～30 チャンネルの 3 パッケージを提供、中国系の有料放送事業者 StarTimes も 37～76 チャンネルの 3 パッケージを提供している。

3 衛星放送

マルチチョイスと KBC の合弁によるマルチチョイス・ケニア（MultiChoice Kenya）が、ユーテルサット W4 の Ku バンドを利用して、七つの番組パッケージを配信している。

また Wananchi が 2011 年半ばにケニア、ウガンダ、タンザニアで開始した有料衛星放送サービス「Zuku TV」が 66 及び 98 チャンネルの二つのパッケージを配信している。

4 ケーブルテレビ

2008 年 10 月から、Zuku が首都とモンバサでトリプルプレイ加入者向けに 62～108 チャンネルの四つのパッケージ・サービスを提供している。

V 運営体

ケニア放送協会 (Kenya Broadcasting Corporation : KBC)

Tel. : +254 20 2223757

URL : <http://www.kbc.co.ke/>

幹部 : Waithaka Waihenya (会長 / Managing Director)

概要

1962年設立の国営放送事業者。財源は受信料が主であるが、収入確保のため有料放送も実施している。広告放送、スポンサーシップは禁じられている。ほぼ全国で番組の受信が可能である。

電波

I 監督機関等

ケニア通信庁 (CA)

(通信 / I - 2 の項参照)

通信・放送分野の周波数計画、割当、免許業務、監視等の周波数監理業務は CA が所掌している。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「2010年情報通信(無線通信・周波数スペクトル)規則(Information and Communications (Radio Communications and Frequency Spectrum) Regulation, 2010)」が、ケニア通信庁(CA)による以下の周波数管理の原則を規律している。

- ・ 国内社会経済、安全保障、文化ニーズを満たす無線通信システムとサービスの秩序ある発展及び効率的な運用を促進・支援する。
- ・ 通信法令、政府政策、国際協定を順守した周波数資源に関する適切な計画、利用、管理を確実に行う。
- ・ 運用要件と技術可能性に基づく最新の技術優位性と効果的な周波数分配・管理技術の採用による周波数資源の有効利用を促進する。
- ・ 受益者を最大化するための公正かつ公平な周波数分配・割当を確保する。

2 電波監視体制

CAは、無線局の設置条件が国内・国際規則に準拠しているかどうか定期的な審査を行い、また機器がCCKの採用する標準に合致しているかについての検証

を実施する。また、CA は周波数干渉等の苦情や許可された帯域以外の周波数の利用等の情報に基づいて、不定期の視察を実施する権限を持つ。

3 電波利用料制度

CA は、一般的な電波利用料として、各種無線局で使用される周波数帯 (MF/HF 帯及び VHF/UHF 帯) ごとに年間固定額を定めている。ただし、セルラー、固定無線アクセス (FWA) 等の商業性の高い業務に関しては、「排他的割当幅」 (Exclusive Spectrum Assignment Bandwidth) の料金として使用周波数幅に単価と係数を乗じた料金と、「周波数利用料」 (Spectrum usage fees) として無線局数に応じた料金とを合算した金額が各年適用される。

年間周波数利用料 URL :

http://www.ca.go.ke/images/downloads/Frequency_fee_schedule_-_effective_1st_July_2012.pdf

4 電波の安全性に関する基準

電磁界への曝露に関する人体への制限値は、国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) の「時間変化する電界、磁界及び電磁界による曝露を制限するためのガイドライン (300GHz まで) (1998 年) に準拠している。

III 周波数分配状況

周波数分配表 URL (2012 年現在) :

<http://www.ca.go.ke/images/downloads/FrequencySpectrum/NationalFrequencyAllocation/National%20Table%20of%20Radio%20Frequency%20Allocations.pdf>